



WEST 論文研究発表会 2006

# 寄附金控除制度の実証分析<sup>1</sup>

## ～社会全体でつくる新たな公共のかたち～

大阪大学 経済学部 山内直人研究室

圓谷 耕司

木村 祐介<sup>2</sup>

土谷 顯子

川邊 康史

八谷 英子

---

<sup>1</sup>本稿は、2006年12月3日に開催される、WEST論文研究発表会2006に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、山内教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

<sup>2</sup>木村祐介auazs403@wombat.zaq.ne.jp

## 要旨

---

2005 年度に税制調査会が「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」を提出した。この中で「新たな非営利法人制度」に関連する税制を整合的に再設計し、寄附税制の抜本的改革を含めた「民間が担う公共」を支える税制の構築が提唱された。

「民間が担う公共」とは何か。20 世紀において「行政が担う公共」という考え方が一般的に浸透していた。しかし、21 世紀を迎えるにあたり、市民ニーズの多様化に伴い、公共の担い手が変化しつつある。それに伴い、重要なのが「民間が担う公共」という考え方である。そして、この新たな公共の担い手として大きな期待が寄せられているのが NPO であり、この NPO 活動を支える上で重要な役割を果たすのが寄附金控除制度である。

冒頭の例でも分かるように、現在「民間が担う公共」を支える税制、つまり寄附金控除制度が注目されている。また地方、民間からもより良い制度の構築に向けて、様々な提案が行われている。こうした現状を受け、どのような制度のあり方が最も望ましいかを知ることは非常に有益であると考えられる。しかし日本においてこのようなテーマを実証したものは少ない。そこで我々はパネルデータを用いて実証分析を行い、寄附の価格弾力性を求めることで寄附金控除制度の効率性を評価しようと試みた。実証の結果、弾力値は -1.5721 であり、これまでの税制は効率的であることが分かった。

そしてこの弾力性の値を踏まえ、2006 年度からの現行制度への変更や、異なる控除方式についてシミュレーションを行った。結果として言えることは、

- ・2006 年度からの現行制度は、従来の制度に比べより効率的である。
- ・税額控除方式を導入する場合、40%以上の控除率を採用すればより効率的となる。

ということであった。

以上だけでは安易に結論を出せないが、このように模索することは現在過渡期にある寄附金控除制度をより望ましいものにするために必要であり、今後の更なる研究が望まれる。

# WEST 論文研究発表会 2006

## I はじめに

2005 年度に税制調査会が「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」を提出した。この中では、「るべき税制」の一環として「新たな非営利法人制度」とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附税制の抜本的改革を含めた「民間が担う公共」を支える税制の構築が提唱された。

「民間が担う公共」とは、公平性、中立性を前提とする行政だけでは市民の多様化するニーズに応えることが困難である現状を受け、重要となってきた考え方である。この新たな公共の担い手として注目されているのが、公益的な NPO である。今年度発表された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、いわゆる「骨太の方針 2006」においては、公を支えるシステム改革として公益法人制度改革と NPO 等の活動促進が掲げてあり、民の力を引き出す制度とルールの改革の必要性が強調されている。このように、現在 NPO は新たな公共の担い手としての活躍が期待されている。

この NPO の活動を資金面で支える上で重要なのが個人の自発性や利他精神に基づく寄附金である。そして、市民の寄附を促す上で重要な役割を果たすのが、寄附金控除制度である。また冒頭で触れた 2005 年度の税制調査会においても寄附金税制の抜本的改革が提唱されていることからも、寄附金控除制度が現在注目されていることが分かる。

そして、現在様々な方面から、寄附金控除制度に対する提案がなされている。しかし日本において、寄附金控除制度に関する実証研究は非常に少ない。そこで我々は現在過渡期にある寄附金控除制度のどのような方がより良い税制と言えるかを模索することに意義があると感じた。よって本稿では以下のような構成で考えていく。

まず II 章では寄附税制をとりまく現状について説明する。ニーズの多様化した現代社会における、公共サービスの担い手である行政の役割の低下。そしてそれに伴う、NPO に寄せられる期待。またそれを支える寄附金控除制度の役割・意義・現状について論じる。III 章では寄附についての理論を紹介する。次いで、寄附金控除制度の効率性について、そして IV 章での実証分析で使う需要関数について紹介する。IV 章では理論を踏まえ、先行研究として、アメリカにおける研究結果、日本における実証結果等を紹介し、また本稿のオリジナリティーについても述べる。V 章では分析データとしては 1997 年から 2004 年までをタイムシリーズとし、所得階層ごとに分類した 21 階層をクロスセクションとするパネルデータを用いて、寄附の価格弾力性を求める。そして、現行の寄附金控除制度の評価を行う。VI 章では V 章の実証の結果を元にシミュレーション分析を行い、考察と提言を行う。VII 章では最後に本稿のまとめを述べ、結びとする。

## II 寄附税制をとりまく現状

### 1. 多様化するニーズと期待される NPO

#### (1) 多様化するニーズ



## WEST 論文研究発表会 2006

「生活を支える公共サービスは、全て行政が担うもの」という意識が、戦後の高度経済成長の過程で、住民・行政共に広く浸透していった。そして今、少子・高齢化の進展、右肩上がり経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進み、人々のニーズが多様化、複雑化、高度化している。このニーズの多様化した現代社会において、「大多数の人が望んでいる」ことに加えて、「高齢者の割合が多い地域」や「子供が障害を持っている家庭」といった特定の地域や特定の人々のニーズを充足するような公共サービスの提供が望まれている現状がある。しかし、行政が提供する公共サービスは、公平・平等の理念を元に誰にでも公平に提供される一方で、柔軟で迅速な対応や特定の人々のニーズに応えることが難しいという特徴が挙げられる。こうした中で、これまで以上に、民間が担う公共における役割が重要となっている。その主たる担い手が公益的なNPOである。

### (2)新しい公共の担い手としてのNPO

NPOとはNon Profit Organization（民間非営利組織）の略である。内閣府国民生活局市民活動促進課が運営するNPOホームページでは、「継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称」と定義されている。NPOは人々の多様化したニーズを的確に把握し、迅速に活動することができると考えられ、1998年12月に「特定非営利活動促進法」が施行された。同法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、住民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的としたものである。内閣府の発表では、2006年9月末時点でのNPO法人の数は、28777法人。(図1) 2004年9月末時点では18757法人であったものが2年で1.5倍以上になっている。2006年度に入ってからの法人数の増加は、月平均430法人となる。この数字から分かるように、市民の自発的な公益活動は年々活発化している。

では実際にNPO法人は、どのような活動をしているのだろうか。内閣府の資料よりNPO法人の内訳を見ると、活動目的で一番多いのは、保険・医療・福祉(図2)である。その他に社会教育や街づくりも多くを占める。具体例として、安全で住み良い街づくりの推進に寄与する団体「日本ガーディアン・エンジェルス」を取り上げると、「見て見ぬふりをしない」という考え方の基で、特定かつ多数のものに対して犯罪防止に関する事業等を行っている。具体的には地域安全パトロール・子どもの安全セミナー・学校校区安全パトロール・地域安全マップ等の活動を行うことで住民の生活の安全の確保を努めている。このように社会全体をより良くしていくために、人々が共通で望んでいるにもかかわらず、便益の及ぶ範囲が限定的なため政府が対応しにくい事柄についてNPOは大いに力を発揮することができる。

近年、このような団体を始めとして、市民による様々な公益活動が活発化しており、多様なニーズに応えていく基盤ができつつある。そこで、行政やNPOが対等な立場で、それぞれの多様な価値観をベースとして、多元的に「新たな公共サービス」を立案し提供することが重要になってくるのである。

### (3) 政府によるNPO支援税制

このようなNPOに対する期待を抱いているのは政府も同じで、政府はNPO支援税制によって税

## WEST 論文研究発表会 2006

制上、NPOを優遇することで更なる市民による公益活動の促進を図っている。また現職国議員を対象に実施したアンケート<sup>3</sup>によると、「市民による非営利活動が、社会にとって重要だと思いますか。」という問い合わせに対して、回答者の 96.3%の議員が「重要である。」と答えている。これからもNPOに対する政府の期待感も強いことが分かる。

そのNPO支援税制の中でもNPO活動を資金面で支える上で重要である寄附金に最も関係するのが、寄附金税制である。政府税制調査会は 2005 年度に、「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」を発表し、その中でも「新たな非営利法人に関する課税のあり方や、民間非営利活動を資金面から支える寄附金税制についても、抜本的に検討することが必要となり、『るべき税制』の一環として『新たな非営利法人制度』とこれに関連する税制を総合的に再設計し、『民間が担う公共』を支える税制の構築を目指す」と述べている。

近年の税制改革においても寄附<sup>4</sup>金税制は焦点となり、制度の更なる発展が検討されている。その中でも市民の寄附を促す上で重要な役割を果たすとされているのが寄附金控除制度である。

### 2. 寄附金控除制度とは何か

では現在施行されている寄附金控除制度の役割と意義について触れよう。

寄附金控除というのは、所得税課税対象額の計上の際の控除課目のひとつであり、個人が国や地方公共団体、財団法人・社団法人等の公益法人（中でも所得税法施行令第 217 条で定められている特定公益増進法人）、認定NPO法人<sup>5</sup>（図 3）等へ寄附を行った場合に、税務申告を行えば納めるべき税金の中からその寄附金額に対応した額が控除され、税が軽減されるという仕組みである。例えば認定NPO法人に 5 千円以上寄附した場合、「課税所得」から「寄附金額から 5 千円引いた額」を差し引いて、そこに所得税率を掛けることで支払う所得税額が計算される、というものである。ここでこの所得税控除（図 4）について触れておく。所得税控除には「所得控除」と「税額控除」という大きくふたつの方式があり、これら二つは控除が行われるタイミングにより分類される。所得税は個人の所得から計算される課税所得に所得税率を乗じて計上されるものであるが、所得控除は所得税額を計上する際に、所得税率を乗じるより先に課税所得の中から寄附金額に応じた金額が控除され、課税対象となる金額が減るというものである。それに対し税額控除は、所得に税率を乗じて課税額が計算された後に、そこから税額が直接軽減されるというものである。

このように寄附金額に応じて所得税額が軽減されることは、個人にとって寄附をする上でイン

<sup>3</sup> 2002 年 7 月「寄附税制と公益法人改革」アンケートより

『政治家・政策データベースアンケート <http://db.kosonippon.org/index.php>』

<sup>4</sup> 寄附の社会への浸透度は国・地域によって大きく異なる。2000 年頃の状況を見ると、アメリカでは年間 2000 億ドル（約 20 数兆円）を超える寄附が行われているが、日本では約 1000 億円程度にとどまっている。両国とも世帯ベースでは約 70% の世帯が寄附を行っているが、世帯当たりアメリカは約 17 万円、日本は約 3000 円と寄附金額に大きな格差が見られる。

<sup>5</sup> 認定NPO法人とは、NPO法人の中でも組織運営および事業活動が適正であること等の一定の要件を満たすもので、認定NPO法人として国税庁長官に認定され、寄附金について課税上有利になる等の恩典が受けられるものである。2006 年 11 月 1 日現在、認定NPO法人は 48 法人（図 3）存在し、1 年前の 2005 年 11 月 1 日現在では 37 法人であったことからも、NPO法人と同じく年々増加傾向にあると言える。

## WEST 論文研究発表会 2006

センティブになると言える。さらにこの控除という制度は寄附する個人の側からすれば、税金として徴収されてしまうはずだった金額の一部が認定 NPO 法人等への寄附にまわせる、ということになり、自分のこれと思う「公共」に直接資金を出すことがある程度可能になるという側面もある（図 5）。ただし、ここでは政府や認定 NPO 法人等が提供する公共サービスの質については言及せず、同じ公共サービスを提供するための資金として、政府の税収と認定 NPO 法人等への寄附金は同質のものであるとの考え方をする。

寄附を税制上優遇することは認定 NPO 法人等への寄附を増加させ、認定 NPO 法人等による公共サービスが促進されることが見込まれる。だがこの制度は政府の側からすれば、本来徴収できるはずであった税金の減収が発生することも意味する。ここで政府の税収というのも同時に公共を担う大きな資源であるということも忘れてはならないのである。所得控除の場合、寄附控除前の課税所得から寄附額分が減額され、その上で所得税がかけられる。寄附金控除制度による政府の税収減は、実質「寄附額×所得税率」分である。つまり、寄附金控除制度を評価するに当たって、寄附を促しただけ額面を拡大していけば良いのではなく、寄附金の増加と政府の減収との両方を勘案し、「公共サービスの原資である寄附金と税金の合計が最大」になる制度を考えなければならない。

### 3. 過渡期にある寄附金控除制度

税制改革が叫ばれている昨今、寄附税制に関しても様々な議論が行われ、すでに 2005 年 12 月に財務省が「平成 18 年度税制改正の大綱」を出し、2006 年度から新たな税制度が実施されている。具体的には、先述した寄附控除の方式において触れたとおり現在、寄附金に対する所得控除額は「寄附金額から 5 千円引いた額」で算出されているが、2006 年度の税制改正以前は所得控除額の算出方法が「寄附金額から 1 万円引いた額」として算出されていた。それを現在の仕組みに改正したことで、これまで寄附していた人にとっては寄附金控除の対象額が増えることになる。また、5 千円から 1 万円までの少額寄附者にとって寄附金控除の適用下限額がそれまでの 1 万円から 5 千円に引き下げられたことにより控除が受けられるようになる。その他にも 2006 年度の税制改正では認定 NPO 法人制度の認定要件等について見直し、緩和を行うこと等が挙げられており、この改革によって寄附者の増加そして寄附金の増大が期待されている。

また 2008 年には政府による公益法人制度改革の一環として、財団・社団法人等を対象にした税制のあり方を抜本的に見直すと言われている。寄附金を優遇する対象法人を増やし、高齢者福祉や国際交流等公益性の高いサービスの担い手として育成を促すことを目的とした公益法人制度の全面改正を行う。これに伴い、優遇税制の対象を抜本的に見直す流れがあり、現在、与党だけでなく野党のマニフェスト（図 6）等でも寄附金控除制度については検討されている。たとえば民主党による「2005 年民主党マニフェスト政策各論」の中には、「認定要件の大幅緩和等により、特定 NPO 法人全体の 5 割程度が認定を受けられるようにする。少額寄附を行いやすくするため、1 万円以下の寄附金を控除の対象としない、いわゆる『裾切り』を廃止する。寄附金の 50%まで（所得税の 20%を上限とする）を税額控除とする」等と、現行制度である所得控除方式から税額控除方式への変更が挙げられている。社民党からは NPO 支援税制に対して、認定 NPO 法人とな

# WEST 論文研究発表会 2006

るための要件について、「直前 2 事業年度における総収入額のうちに占める寄附金及び助成金の額（寄附金総額）の割合が 3 分の 1 以上から 5 分の 1 以上に引き下げる」等、認定要件の緩和が唱えられている。他にも日本共産党からは「所得の 25% を限度に所得控除、もしくは寄附金額の 25% を税額から控除（税額控除の上限は所得税額の 25%）できることとする。」と所得控除と税額控除の選択方式が提案されている。

このように公益法人制度改革が叫ばれる中で、どのような制度のあり方が良いか議論されている。しかし、実際に提案が行われている制度に関して分析を行い、制度の有効性を実証した研究は少ない。そこで本稿では寄附金控除制度の実証分析を行い、今年度からの適用下限額を 5 千円に引き下げた新制度の政策効果や各党が示している税額控除方式、所得控除と税額控除の選択方式等を踏まえた上で、より良い制度のあり方を模索していきたい。

## III. 理論

### 1. 寄附金控除制度の効率性

政府が税金を使って供給するサービスと NPO が民間寄附を使って供給するサービスが、質的に同じものだと仮定したとき、政府の税収と民間寄附の合計が公共サービスの原資の全体となる。よって、これを最大化するような寄附金控除制度を「効率的な税制」と本稿では考える。

寄附税制が効率的であるための条件は、寄附の価格弾力性が  $-1$  より小さいことである。その理由を以下で述べる。

いま、民間寄附額を  $D$ 、寄附金控除制度がない場合の税収を  $T$ 、その合計を  $G$ 、制度下の控除率を  $\gamma$ （寄附支出が所得控除の場合には限界所得税率を表し、税額控除される場合には控除率を意味するものと考えられる）、寄附の価格を  $P$  とすると、

$$G = D + T - \gamma D$$

これを  $T$  を一定として全微分し、整理すると、次のようになる。

$$\begin{aligned} \partial G &= \partial D - D\partial\gamma - \gamma\partial D \\ &= \partial D - D\partial(1-P) - (1-P)\partial D \\ &= \partial D + D\partial P - \partial D + P\partial D \\ &= \partial DP + P\partial D \\ P \times \partial D &= \alpha \times D \times \partial P \text{<sup>6</sup>より} \\ &= D\partial P + \alpha D\partial P \\ &= (1+\alpha)D\partial P \end{aligned}$$

---

<sup>6</sup> 後述する需要関数を対数化した  $\ln D = A + \alpha \ln P + \beta \ln Y$  の式を、微分し整理したもの

# WEST 論文研究発表会 2006

ここで、もし  $\alpha = -1$  ならば、 $\partial G = 0$  となる。すなわち、寄附の増加と税収減収がちょうど相殺しあって両者の合計である  $G$  は変化しない。また、 $\alpha < -1$  ならば、 $\partial G / \partial P < 0$  であり、寄附金控除制度が導入され  $P$  が低下すると  $G$  が増加するから、税制は効率性の観点から導入する価値があるといえる。

以上をもって、寄附金控除制度の効率性は、寄附の価格弾力性を求めて評価することが可能であるといえる。

また、上記の説明でも用いているが、寄附の価格  $P$  という概念を導入する。この寄附の価格  $P$  とは現行の所得控除制度においては「1 - 限界所得税率」で表されるものである。個人の支出に着目したとき、寄附への支出は私的財の価格と比較した場合実質的な価格が控除により低下する。寄附以外の財を購入する場合と比較して税負担が軽減されるため、私的財の価格を基準としたときの寄附の実質的な価格が低下する。例えば全額控除対象となるという仮定の下で寄附を行った場合、限界所得税率 40% の個人が 10 万円の寄附をし、それが全額所得控除対象になる場合は、所得税が 4 万円軽減され、寄附の実質的な価格は 6 万円という計算になる。

寄附金支出に所得控除を認める場合、限界税率が高くなるほど寄附の価格が低下することになる。日本を始め多くの国で採用されているような累進課税制度を持つ所得税の下で寄附金支出の所得控除を認めると、高額所得者ほど寄附の価格が低下するため、結果的に高額所得者を優遇する効果があることに注目すべきである。

## 2. 寄附需要関数

本稿では多くの実証分析でも使われる、以下のような需要<sup>7</sup>関数を用いる。

$$D = aP^\alpha Y^\beta \quad (1)$$

(1) を次のような対数線形モデルに変換すると、通常の線形回帰分析によってパラメータを推定できる。

$$\ln D = A + \alpha \ln P + \beta \ln Y$$

$$\frac{\partial \ln D}{\partial \ln P} = \frac{\partial D}{\partial P} \times \frac{P}{D} = \alpha$$

上式より  $\alpha$  は寄附の価格弾力性であり、この値で寄附金控除制度の効率性を判断する。

---

<sup>7</sup>個人の寄附需要は、通常金額であらわされる。寄附需要の計測単位として金額を用いることは、寄附金額は対象の団体にとって投入であり算出ではないという観点から理想的ではないという指摘もある。しかし、対象団体の提供するサービスを評価することは実際には困難であるため、利用可能なデータとして、金額を用いる



# WEST 論文研究発表会 2006

## V. 分析

### 1. データ概要

本節では先に示した寄附需要関数を対数化した推計式

$$\ln q_{it} = \beta_0 + \beta_1 \ln Y_{it} + \beta_2 \ln P_{it} + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

$\ln q_{it}$  : 寄附額

$\ln Y_{it}$  : 所得

$\ln P_{it}$  : 寄附の価格

$\varepsilon_{it}$  : 誤差項

を用い、 $\ln P_{it}$  の係数  $\beta_2$  で表される寄附の価格弾力性の推計を行うこととする。データセットに関する点では、1997 年から 2004 年までをタイムシリーズとし、所得階層ごとに分類した 21 階層をクロスセクションとするパネルデータを用いた。使用するデータの記述統計量は図 7 としてまとめている。

被説明変数 ( $\ln q_{it}$ ) は、それぞれの所得階層の平均寄附金額を物価指数で標準化し、対数で表示したものを使用した。一つ目の説明変数である所得 ( $\ln Y_{it}$ ) も同様に、平均をとった所得を物価指数で標準化したものを対数表示し使用している。2 つ目の説明変数である寄附の価格 ( $\ln P_{it}$ ) は、所得に対応した所得税の限界税率を 1 から引いたものを、対数で表示して利用した。

データは「税務統計から見た申告所得の実態」(国税庁) により総所得、所得控除された寄附金額のデータを、寄附金額を標準化するために使用する物価指数は「消費者物価指数年報」(総務省統計局) から、寄附の価格については、「所得税の税率」(国税庁) からそれぞれ得ることができ、それを使用した。ここで、税務統計を使用する上で注意点が 2 点ある。1 点目はここでは直接寄附金額の大きさに影響する可処分所得を用いず総所得を用いたが、これは内生性の問題を排除するためである。2 点目は前述したように、寄附金控除は 1 万円以上の部分にのみ適用されるため、控除が適用される金額と実際の寄附金は一致していない。そのため、ここで使用するデータはそれぞれの個人が控除を申請した寄附金に 1 万円を足して実際に寄附した金額に修正したものを寄

# WEST 論文研究発表会 2006

付金額とした。

## 2. 分析モデルの選択

Pooled 分析や cross-section 分析では、すべての経済主体が同じ行動構造を持つと仮定されているのに対して、パネル分析は個別効果として経済主体の異質性を考慮する。この経済主体の属性を示す個別効果を確率変数として扱うモデルが random-effect モデルであり、一定である場合を想定したモデルが fixed-effect モデルである。本稿では使用するデータセットに対して適切なモデルを採択するために各種の検定を行った。

### (1) F 検定

第一に推定量について、傾きが経済主体間によって変化がないが定数項は経済主体によって異なる値をとろうとする one-way fixed-effect モデルと、傾きも定数項も経済主体によって変化がないとする pooled モデルのどちらが適切かを検定する。これは、one-way fixed-effect モデルにおける経済主体別の定数項がすべて等しいという制約が課される場合に pooled モデルが採択されるとして F 検定を行う。その結果、自由度(2,145)のもとで検定統計量が 9.41 であり F 分布の 5 % 臨界値を上回っているため、経済主体別の定数項がすべて等しいという帰無仮説が棄却され、one-way fixed-effect モデルが採択された。

### (2) F 検定 (Wald Test)

次に、one-way fixed-effect モデルに時間効果を加えたものである two-way fixed-effect モデルが one-way fixed-effect モデルと pooled モデルに対して正当化されるかどうかを検定する。ここでは two-way fixed-effect モデルにおける時間ダミーのパラメータがすべてゼロであるという制約が課せられる場合に one-way fixed-effect モデルもしくは pooled モデルが採択されるとし、F 検定でテストを行う。その結果は、自由度(20,145)のもとで検定統計量が 5.47 であり F 分布の 5 % 臨界値を上回り、時間ダミーのパラメータがすべてゼロであるという帰無仮説は棄却された。よって two-way fixed-effect モデルが採択された。

### (3) Hausman 検定

その次に、fixed-effect モデルと random-effect モデルの間のモデル選択を行う。本稿では Hausman 検定に従い、個別主体要因が説明変数と無相関であるという帰無仮説をたて、対立仮説を個別主体要因が説明変数と相関があるとし、カイ 2 乗検定をする。結果、自由度 2 のもとで検定統計量が 2.21 でありカイ 2 乗分布の 5% 臨界値を下回り、帰無仮説は棄却されずに random-effect モデルが採択された。

### (4) Breusch-Pagan 検定

最後に、fixed-effect の分散がゼロであるかどうかを検定し、random-effect モデルが pooled モデルに対して正当化されるかどうかを検定する。ここでは pooled モデルの誤差項が平均的にゼロ

## WEST 論文研究発表会 2006

であるということを帰無仮説、ゼロでないということを対立仮説に置き、ラグランジュ乗数統計量をもとめてカイ<sup>2</sup>乗検定を行う。その結果、統計量 48.17 はカイ<sup>2</sup>乗分布の 5% 臨界値を上回り、帰無仮説は棄却され random-effect モデルが採択された。

以上の 4 つの検定結果により本稿では random-effect モデルを採択する。

### 3. 分析結果

統計ソフト Eviews5.1 での分析の結果、モデルは次のように推定された。  
分析結果の詳細はモデル選択の検定結果と併せて図 8 として記載した。

$$\ln q_{it} = 3.806688 + 0.487316 \ln Y_{it} - 1.572104 \ln P_{it} + \varepsilon_{it}$$

(0.000)	(0.000)	(0.006)
---------	---------	---------

この推定値の統計的有意性を確かめるために帰無仮説を  $\beta_1 = -1.5721$  、対立仮説を  $\beta_1 \neq -1.5721$  とする両側ワルド検定を行った。この場合自由度 1 のもとワルド検定量  $4.71 \times 10^{-11}$  はカイ<sup>2</sup>乗分布の 5% 臨界値を下回り、帰無仮説は棄却されず価格弾力性を示すパラメータが統計的に有意ということが言えた。

この結果について述べるとここで導出された寄附の価格弾力性  $-1.572104$  は、先行研究で示されていたものと同じように  $-1$  を下回り現行の寄附金控除制度も効率的ということが示せた。

## IV. シミュレーションに基づく考察・政策提言

前章では実証分析を行うことで、所得控除を前提とした 2005 年度までの制度における、寄附の価格弾力性を推計した。本章では推計結果と、それらに基づいて行うシミュレーション分析の結果を用いて、どのような寄附税制のあり方が効率的であるかについて述べる。

### 1. シミュレーション分析

前章で推計した寄附の価格弾力性に基づき、今年度変更が行われた制度や現在議論されている制度についてシミュレーションを行い、考察そして提言を行う。具体的には、(1) 2006 年度から実施されている新制度について、(2) 税額控除方式について、(3) 税額控除方式と所得控除方式の選択方式について、の 3 通りの分析を行う。

先にも述べたが、本稿では政府の税収と民間寄附の合計で表される公共サービスの原資を最大化するような寄附金控除制度を「効率性な税制」と考える。故に、2005 年度までの制度や上で挙げた制度との比較は、公共サービスの原資の額を比較することで可能となる。

税額控除方式の原資の額を考えるときに注意すべき点は、今現在の税収の値は、所得控除方式

## WEST 論文研究発表会 2006

で寄附金控除が行われた金額も加算されていることである。これを加味して考えると比較しなければならないのは、

$Q2 - h$  (所得控除方式) と、 $Q2' - h'$  (税額控除方式)

となる。

ただし、 $Q2$  は所得控除方式時、 $Q2'$  は税額控除方式時、個人寄附金総額に控除対象が 1 万円以上の寄附である点を考慮したものであり、 $h$  は所得控除方式時の、 $h'$  は税額控除方式時の、寄附金控除を行うことで起きる政府の減収をそれぞれ表している。

以上を踏まえて、以下の (1) ~ (3) の 3 通りのシミュレーション分析を行う。

### (1) 2006 年度からの新制度について

これまで提案が行われてきた控除制度のうちの一つである「適用下限額の 1 万円から 5 千円への引き下げ」は 2006 年度より採用され、実施されている。寄附金、そして寄附者を増加させる目的で適用下限額の引き下げは行われた。ここでは、この制度改正の影響について試算することで、この新制度の有効性を考える。

具体的には制度改正の影響を、改正前である 2004 年度のデータと、寄附に関する個票データを用いて分析する。2004 年度のデータを使用するのは、それ以降のデータが公表されていないためである。

個票データは、大阪大学大学院国際公共政策研究科 NPO 研究情報センターが寄附とボランティアに関する全国調査結果を取りまとめたものであり、個人の寄附金額の分布がみられる数少ないデータである。(実施は 2002 年、有効回答数は 9155。)

個票データにおける、5 千円～1 万円の範囲に属する個人の寄附金総額と 1 万円以上の範囲に属する個人の寄附金総額の比を計算し、控除適用下限額が 5 千円のときの個人寄附金総額を求めた。また、それに応じて政府の財政負担額を計算し、2004 年度の現実値からの増減を試算した。

試算した結果、 $Q2 - h$  は 2004 年度の現実値 186.8 億円に対し新制度の場合、202.7 億円となり、約 16 億円の増加が見込まれ、この新制度への改正は有効であったと政策評価することができる。

### (2) 税額控除方式について

現在、日本の寄附金控除制度においては所得控除方式が採用されている。II 章で所得控除方式・税額控除方式の手続きについては触れたが、ここでその意味について考えてみる。

所得控除方式の場合、所得階層ごとに違う「寄附の価格」に直面し、高所得者ほど低い「寄附の価格」となっている。つまり、高所得者ほど寄附へのインセンティブが高まると言える。一方、寄附金が所得控除ではなく、ある特定の割合での税額控除で行われる税額控除方式ならば、「寄附の価格」は所得階層に関わりなく一定となる。つまり、所得階層によるインセンティブに差はない。

現在上記のこととも踏まえ、現行の所得控除方式と、税額控除方式のどちらが効率的であるかが議論されている。では、寄附金控除の税額控除方式はどう評価できるだろうか。ここでは、評価



## WEST 論文研究発表会 2006

の一つの方法として、税額控除方式を導入したときの影響を推計してみることにする。前章で推計した寄附の価格弾力性を用いて以下のような方法に基づきシミュレーションを行う。ただし、政府の減収の変化が個人の所得へ影響を与えないという仮定の下でシミュレーションを行っている。

2005 年度までの制度における寄附需要関数は実証分析の結果、次のような形で推計された。

$$\ln q_{it} = 3.806688 + 0.487316 \ln Y_{it} - 1.572104 \ln P_{it} + \varepsilon_{it}$$

ここで、

$$X = 3.806688 + 0.487316 \ln Y_{it} + \varepsilon_{it}$$

とおき、上の式を次のような形に変形する。

$$q \times P^{1.5721} = e^x \quad (1)$$

$q$  と  $P$  は現実値が存在しているために、 $e^x$  を計算できる。そこで、寄附金の税額控除率を  $(1 - S)$  で表すと、 $S$  は税額控除方式時の寄附の価格となり、次のように表すことが出来る。

$$q' \times S^{1.5721} = e^x \quad (2)$$

ただし、 $q'$  は寄附金の税額控除を導入したときの平均寄附金額を表している。ここで(1)式を、(2)式に代入することにより、次の式を得る。

$$q' = \frac{(q \times P^{1.5721})}{S^{1.5721}}$$

この式より求まる  $q'$  に、それぞれの所得階層毎の人数を掛け、全ての所得階層の寄附金総額を合計すると、税額控除を導入した場合の個人寄附金総額を表す  $Q2'$  を得られる。また、税額控除方式時の、寄附金控除を行うことで起きる政府の減収を表す  $h'$  も求まる。

具体的には、2004 年に所得控除方式を廃止し、税額控除方式を導入した場合の影響を考えた。税額控除率として 10%～90% の控除率を与えたケース、さらに控除率 0%、つまり所得控除方式の廃止をしただけで税額控除方式を導入しないケースについて考えた。

## WEST 論文研究発表会 2006

シミュレーションの結果、比較すべき  $Q2'-h'$  は図 9-1 の通りとなった。

これにより、控除率 30%以上の税額控除方式を採用すれば、2005 年度までの制度よりも効率的と言えることが分かった。また、(1) で出した現行制度の推定値との比較を行うと、40%以上の税額控除方式を採用すれば現行制度よりも効率的となることも分かった。

### (3) 選択方式について

前節では、税額控除方式を導入した場合の影響を推計し、効率性の評価を行った。ここでは、所得控除方式と税額控除式の両方を採用した場合の影響を推計する。具体的には所得階層によって所得控除方式、もしくは税額控除方式と採用分けする、選択方式の効率性について考える。

先に述べたように、所得控除方式の場合、高所得者ほど低い「寄附の価格」となり、税額控除方式ならば、「寄附の価格」は所得階層に関わりなく一定となる。このことを踏まえ、どのような選択方式のあり方が最も効率的であるかを、(2) で求めた値を用いてこの 2 つの方式の組み合わせをシミュレーションをすることで推計した。(図 9-2)

図 9-2-a は第 N 階層まで所得控除方式、第 N+1 階層からは税額控除方式を採用したとき(以下、a とする) の  $Q2'-h'$  を計算したものである。例えば、70 万円以下の所得階層は所得控除方式、70 万～100 万円以降の所得階層には税額控除方式を採用した場合などの組み合わせを考える。図 9-2-b は逆に、第 N 階層まで税額控除方式、第 N+1 階層からは所得控除方式を採用したとき(以下、b とする) の  $Q2'-h'$  を計算したものである。

この結果、aにおいては税額控除率 30%のときに初めて効率的となる結果を得られた。具体的には、所得階層 1,2 までは所得控除方式、それ以降は税額控除方式を採用すると効率的となることが分かった。これに関して、所得階層 18 以降は所得控除方式の方が高い控除率にもかかわらずこのような結果になったのは、その他の階層において控除率 30%で税額控除方式を採用した時に増加する寄附金額が上回っているからである。税額控除率 40%以上のときは、全階層において所得控除方式よりも控除率が高いので、税額控除方式を採用する階層を増やせば増やすほど効率的となっている。

また、bにおいては税額控除率 20%のときに初めて効率的となる結果を得られた。所得階層 7 まで税額控除方式、8 以降で所得控除方式を、税額控除率 30%のときには所得階層 13 まで税額控除方式、14 以降で所得控除方式を採用すれば効率的であると出た。税額控除率 40%以上のときは、a と同じく全階層において所得控除方式よりも控除率が高いので、税額控除方式を採用する階層を増やせば増やすほど効率的となっている。

以上シミュレーションを行うことで、(2) (3) の結果より「控除率 40%以上を採用する税額控除方式」を本稿での政策提言とする。

## VII. むすび

ここまで本稿において、寄附をより促し、行政と共に新たな公共の担い手である NPO 活動を促進する上で、寄附金控除制度は非常に重要な制度であると繰り返し延べてきた。故にこの制度



## WEST 論文研究発表会 2006

の効率性の評価を実証分析によって行ったことは、有意義であると我々は考える。実証を行った結果、2005年度までの制度は効率的であることが分かった。

また、実証結果に基づいたシミュレーションにより、2006年度からの新制度移行に伴う影響を試算した結果、約16億円の公共の原資の増加が見込まれ、今回の改正は有効であったと政策評価できた。さらに、税額控除方式・選択方式への移行への影響の試算結果より「控除率40%以上を採用する税額控除方式」を本稿での政策提言とした。もちろんこの分析に関しては、まだ検討すべき点は残されているが、選択方式に関しては今まで分析を行った研究が存在していなかったため、有意義な分析であったと考える。これを参考に今後さらに研究が発展することを望む。

本稿では、様々な寄附金控除制度の効率性の評価を行い、どのような制度のあり方がより効率的かについて分析を行った。

ここで今後検討されるべき課題についても述べたいと思う。

寄附の分野の実証分析を行う際に、標本数が少ないことが挙げられる。これは寄附金控除の対象となるNPO法人が限定されていることが原因の一つとして考えられる。NPO法人のうち広く一般から支持され、活動や組織運営が適正なところを認定NPO法人と認められ、寄附金控除の対象となる。しかし認定を受けるための要件が厳しく、以前から緩和が求められている。この要件を緩和することによって、より寄附金控除の対象となるNPO法人が増加すると考えられる。また寄附金控除制度が一般的に浸透していないことも標本数が少ない原因だと考えられる。今後より認定要件を緩和することによって、そして寄附金控除制度を広く一般的に広めることで、更なる寄附者そして寄附額の増加が見込まれるのではないだろうか。

近年、寄附金控除制度に対する関心は高まりつつある。今後さらに関心が高まることはもちろん、それに伴い制度の発展は益々必要となってくる。これからさらに税制を題材にした研究・考察が様々な角度から盛んに行われることを期待したい。そして「民間が担う公共」を支える税制の構築を行うことによって、NPOをはじめとする民間の活動を促進させ、多様なニーズを持つ市民の生活を豊かにしていくことを願う。



# WEST 論文研究発表会 2006

## 【参考文献】

### 《先行論文》

- ・山内直人(1997)『ノンプロフィット・エコノミー—NPOとフィランソロピーの経済学』  
日本評論社
- ・林隆一(1995)「寄附税制と民間公益活動～日本における実証分析～」

### 《参考文献》

- ・Martin Feldstein(1975) "The Income Tax and Charitable Contoributions: Part 1"  
National Tax Journal
- ・Martin Feldstein(1975) "The Income Tax and Charitable Contoributions: Part 2"  
"National Tax Journal"
- ・Martin Feldstein(1976) " Tax Incentives and Charitable Contributions in The United States"  
Journal of public Economics
- ・本間正明 (1993)『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社
- ・本間正明・跡田直澄 (1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社
- ・本間正明・金子郁容・山内直人 (2003) 『コミュニティービジネスの時代』岩波書店
- ・山内直人 (1999)『NPO 入門』 日経文庫
- ・山内直人 (2002)『NPO の時代』 大阪大学出版会
- ・山内直人編 (1999)『NPO データブック』有斐閣
- ・山内直人編 (2004)「NPO 白書 2004」大阪大学大学院国際公共政策研究科
- ・山内直人訳 レスターM・サラモン (1999)『NPO 最前線』 岩波書店
- ・跡田直澄・前川聰子・末村祐子・大野謙一(2002)「非営利セクターと寄附税制」『フィナンシャルレビュー』 65,pp74-92
- ・増井良啓(2000)「所得税 個人のボランティア活動と寄附金控除」『税務事例研究』 55,pp37-57
- ・鈴木修三 (2005)「個人所得課税（住民税を含む）の改正」『税経通信』 60(3),pp87-95
- ・山本守之 (2005)「寄附金の課税要件」『税務事例研究』 658,pp69-84
- ・NPO 研究情報センター (2004)『日本の寄附とボランティア改訂版』

### 《データ出典》

NPOホームページ (内閣府・国民生活局) <http://www.npo-homepage.go.jp/>

国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

財務省HP <http://www.mof.go.jp/>

総務省HP [http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No27\\_senmon\\_osaka09.pdf](http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No27_senmon_osaka09.pdf)

公益法人協会 <http://www.kohokyo.or.jp/non-profit/seidokaikaku/index01.html>

# WEST 論文研究発表会 2006

## 【図表】

図 1 NPO 法人数の増加（出典：内閣府国民生活局）

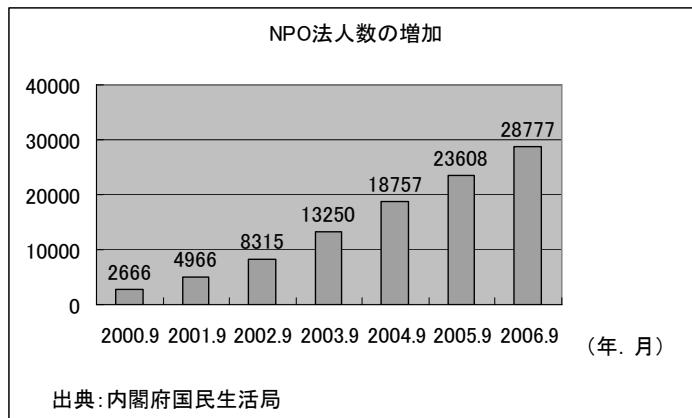


図 2 「認証団体の活動分野割合」（出典：H18 内閣府国民生活白書）

分野	割合(%)
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	57.2
2 社会教育の推進を図る活動	46.8
3 まちづくりの推進を図る活動	40.3
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	32.2
5 環境の保全を図る活動	28.6
6 災害救援活動	6.6
7 地域安全活動	9.4
8 人権擁護又は平和の推進を図る活動	15.3
9 国際協力の活動	20.8
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	8.9
11 子どもの健全育成を図る活動	39.8
12 情報化社会の発展を図る活動	7.5
13 科学技術の振興を図る活動	3.7
14 経済活動の活性化を図る活動	10.3
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	12.9
16 消費者の保護を図る活動	4.6
17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	44.9



## WEST 論文研究発表会 2006

図3 認定NPO法人名簿

(出典：国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/category/npo/04/01.htm>)

認定NPO 法人の名称	特定非営利 活動の種類
アールディーエージャパン	1、4、11、17
インド福祉村協会	1、2、9
ウイメンズハウスとちぎ	1、8、9、10、11
幼い難民を考える会	2、6、9、11、17
患者の権利オンブズマン	1、8、9、17
北九州ホームレス支援機構	1、3、8
霧多布湿原トラスト	2、3、5、11
言論エヌピーオー	2、17
国際キャリア支援協会	1、2、3、4、5、9
国際連合世界食料計画WFP協会	8、9、17
国境なき医師団日本	1、2、6、9
さいたまユネスコ協会	8、9、11、17
三曲合奏研究グループ	4、11
ジェイエイチピー学校をつくる会	2、6、8、9、11
ジエン	2、3、5、6、8、9、10、11、17
市民オンブズマン福岡	3
ジャパン・プラットフォーム	6、9、17
人道目的の地雷除去支援の会	5、6、7、8、9、17
スペシャルオリエンピックス日本	1、2、3、4、8、9、11、17
青少年の自立を支える会	1
世界の子どもにワクチンを日本委員会	1、9、11
高木仁三郎市民科学基金	2、5、7、8、9、17
千里アーカイブステーション	2、4、17
チャイルドラインもしもしキモチ	11
難民を助ける会	6、8、9
二十一世紀協会	9
日本アニマルトラスト	3
日本ガーディアン・エンジェルス	3、7、9、11
日本救援衣料センター	9

## WEST 論文研究発表会 2006

日本国際ボランティアセンター	2、5、6、8、9、10、17
日本テニスウェルネス協会	1、4、9、11、17
日本ブルキナファソ友好協会	9
日本U N H C R 協会	8、9
パイロット日本基金	1、2、3、6、9、11、17
ピープルズ・ホープ・ジャパン	1、6、9
100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター	5
福岡犯罪被害者支援センター	1、7、8
ふじみの国際交流センター	2、3、8、9、10、11、17
ブッダ基金	1、9
ぶどうのいえ	1、11、17
平和のための戦争メモリアルセンター設立準備会	2、8、9
緑の地球ネットワーク	5、9
ミャンマー総合研究所	9
メイあさかセンター	1、2、9、11
文字文化研究所	2、4、9、17
森の会	3、5、11
ロースクール奨学金ちゅうぶ	2、8
ワールド・ビジョン・ジャパン	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、17

(特定非営利活動促進法 別表)

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                      | 2 社会教育の推進を図る活動           |
| 3 まちづくりの推進を図る活動                          | 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 5 環境の保全を図る活動                             | 6 災害救援活動                 |
| 7 地域安全活動                                 | 8 人権擁護又は平和の推進を図る活動       |
| 9 国際協力の活動                                | 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動   |
| 11 子どもの健全育成を図る活動                         | 12 情報化社会の発展を図る活動         |
| 13 科学技術の振興を図る活動                          | 14 経済活動の活性化を図る活動         |
| 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動               | 16 消費者の保護を図る活動           |
| 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |                          |

(平成 18 年 10 月 31 日現在)

## WEST 論文研究発表会 2006

図 4 所得税額計算の仕組み

(出典：財務省 HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/025.htm>)

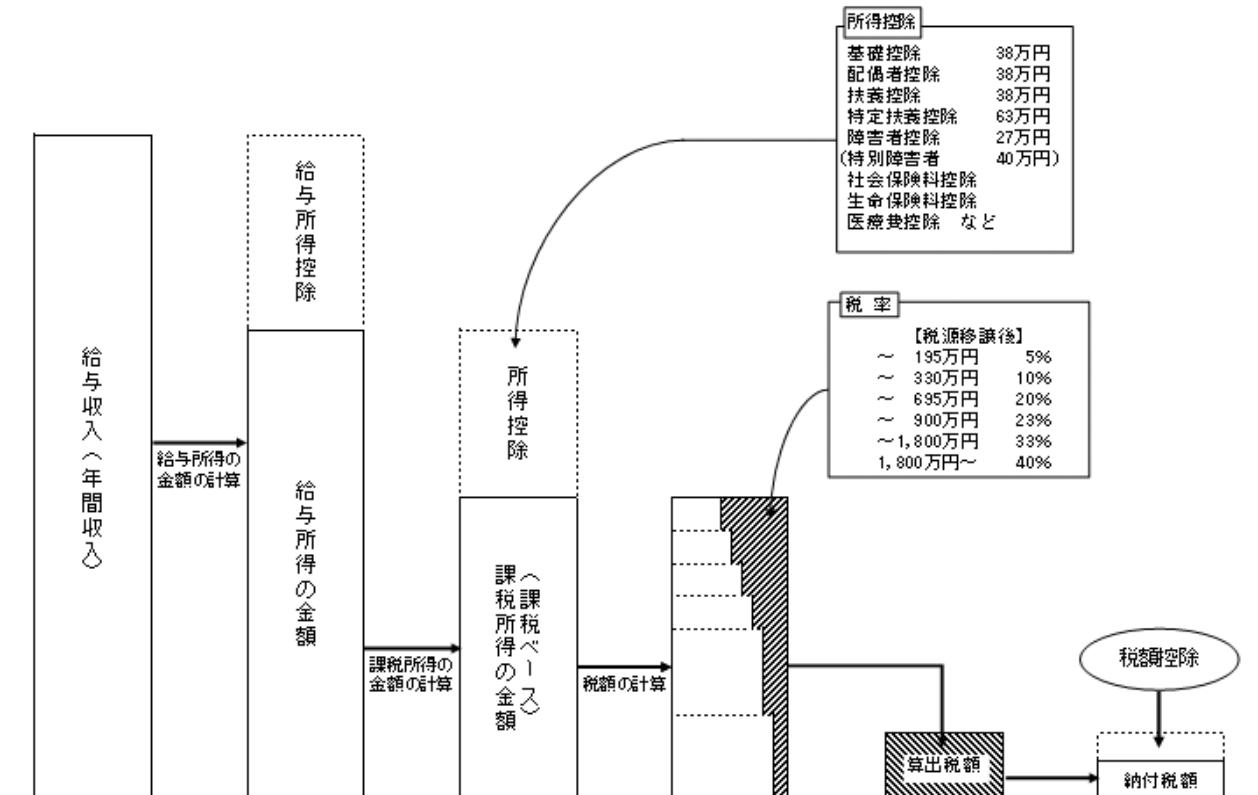
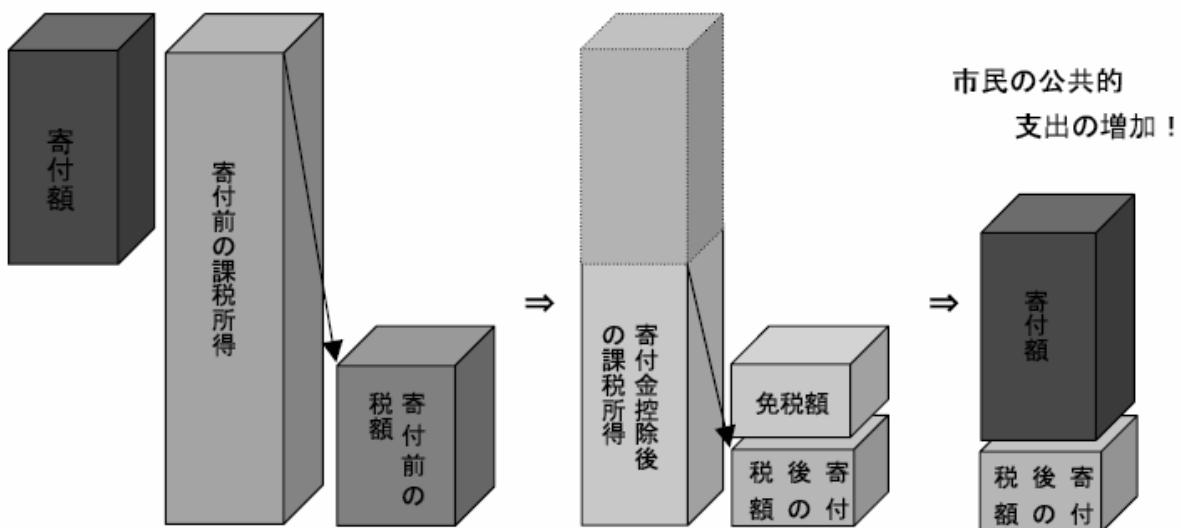


図 5 寄附金控除制度の意義

(出典：地方制度調査会 [http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No27\\_senmon\\_osaka09.pdf](http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No27_senmon_osaka09.pdf))



## WEST 論文研究発表会 2006

図6 各党のマニフェスト（2005年8月）まとめ

自民党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人制度改革の促進  民間の寄附文化の育成等を通じ、民間非営利部門の活動を促進するため、公益法人制度を明治以来百年ぶりに抜本的に改革することとし、現行の主務官庁による公益法人の設立許可制度の廃止、新たな非営利法人制度の創設などを内容とする法案を次期通常国会に提出する。</li> <li>・NPOなど社会活動・ボランティア組織の育成と支援  福祉、教育、文化、環境、国際協力など、さまざまな分野のNPOの健全な育成のため、制度の改正、税制優遇策の抜本的検討を行う。</li> </ul>
民主党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人を税制で支援  NPO法人を、地域の公共サービスの担い手、雇用を創出する主体として育成・支援し、市民活動の活性化を応援する。NPO法人全体の5割程度が認定を受けられるようにする。少額寄附を行いやすくするため、1万円以下の寄附金を控除の対象としない、いわゆる「裾切り」を廃止する。</li> <li>・公益法人制度の抜本的見直し  民間の市民活動を促進するために、民法34条「公益法人」の規定を改正し、非営利法人の一般法を制定する。個人の寄附金については、原則、寄附金の50%まで（所得税の20%を上限）の税額控除とする。</li> </ul>
社民党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を支援  NPOの活動に対する税制支援を拡大する。特定大規模災害が発生した地域における被災者支援活動に係る寄附を促進するため、税制上の優遇措置を設ける。</li> </ul>
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO活動の発展のために  保健・医療・福祉、社会教育、文化・芸術、環境保全などの分野で、NPOの活動が注目されている。これらの運動に自発的に参加して、社会のことを考え、貢献したいという市民運動の潮流が各地で発展していくことは、日本社会の進歩にとって、積極的な意味をもっている。  NPOの認証対象、活動分野を広げ、設立審査を迅速化する、財政基盤の弱いNPOの活動を支えるために、多くのNPO法人が活用できる支援税制へと拡充するなど、NPO活動の発展のための支援を強化する。</li> </ul>

## WEST 論文研究発表会 2006

図 7 記述統計量

総所得		平均寄附額		寄附の価格	
平均	14.90300312	平均	11.73071112	平均	-0.261485
標準誤差	0.125604135	標準誤差	0.070282083	標準誤差	0.0114603
標準偏差	1.628015653	標準偏差	0.910959912	標準偏差	0.1485421
分散	2.650434966	分散	0.829847961	分散	0.0220648
信頼区間 (95.0%)	0.24797659	信頼区間 (95.0%)	0.138755873	信頼区間 (95.0%)	0.0226257
標本数	168	標本数	168	標本数	168

図 8 分析結果

Variable	Coefficient	t-Statistic	Prob.
定数項	3.806688	3.64105	0.0004
総所得	0.487316	6.509266	0.0000
寄附の価格	-1.572104	-2.77627	0.0061

### モデル選択の検定

F 検定	9.41 (0.0001)
Breusch-Pagan 検定	48.17 (0.0000)
Hausman 検定	2.20 (0.3319)

Wald 検定	Test Statistic	Value	Probability
	F-statistic	4.71E-11	1.0000
	Chi-square	4.71E-11	1.0000

# WEST 論文研究発表会 2006

図 9 シミュレーション結果

図 9-1 (所得控除方式と税額控除方式の比較)

	Q'-h/h'	評価	Q'-h/h'	評価	
所得控除方式	18,685,903,523		20,276,017,486		
税額控除方式	余率0% (控除廃)	14,874,393,118	×	14,874,393,118	×
	控除率10%	15,959,330,875	×	15,959,330,875	×
	控除率20%	17,221,366,459	×	17,221,366,459	×
	控除率30%	18,723,776,004	○	18,723,776,004	×
	控除率40%	20,566,332,214	○	20,566,332,214	○
	控除率50%	22,917,477,421	○	22,917,477,421	○
	控除率60%	26,089,401,317	○	26,089,401,317	○

図 9-2-a (選択方式 : 第 N 階層まで所得控除方式、第 N+1 階層からは税額控除方式)

~N(所得)	20%	30%	40%	50%	60%
~1	17,219,919,861	18,720,663,636	20,561,258,005	22,909,998,690	26,078,803,644
~2	17,216,254,769	18,712,780,730	20,548,411,185	22,891,072,380	26,051,997,491
~3	17,198,974,120	18,675,451,546	20,487,263,034	22,800,467,694	25,922,838,168
~4	17,169,181,124	18,611,190,405	20,382,184,474	22,645,078,248	25,701,816,946
~5	17,102,643,722	18,466,578,709	20,143,608,202	22,288,778,170	25,189,449,590
~6	17,071,182,083	18,398,279,578	20,031,081,715	22,120,974,967	24,948,537,825
~7	17,050,415,284	18,352,895,258	19,955,730,237	22,007,657,527	24,784,345,675
~8	17,050,743,138	18,304,104,476	19,847,448,301	21,824,375,397	24,501,034,319
~9	17,051,095,649	18,262,256,669	19,754,938,164	21,668,550,487	24,261,475,682
~10	17,051,540,563	18,193,434,572	19,602,111,156	21,409,682,386	23,861,003,726
~11	17,051,745,701	18,164,578,884	19,538,128,645	21,301,503,142	23,693,990,413
~12	17,052,002,095	18,126,081,297	19,452,678,826	21,156,843,024	23,470,337,500
~13	17,052,262,922	18,085,170,393	19,361,813,100	21,002,889,955	23,232,103,367
~14	17,087,266,131	18,085,561,635	19,320,472,404	20,909,171,505	23,068,826,574
~15	17,189,213,743	18,086,150,085	19,196,493,456	20,625,924,086	22,570,308,882
~16	17,290,571,006	18,086,799,598	19,073,650,486	20,345,520,789	22,077,365,378
~17	17,375,747,720	18,087,321,797	18,970,264,812	20,109,439,526	21,662,129,902
~18	17,465,191,206	18,128,056,932	18,951,415,330	20,014,743,177	21,465,342,101
~19	17,820,967,084	18,290,506,965	18,874,614,766	19,630,025,096	20,661,889,432
~20	18,116,440,324	18,425,387,522	18,810,982,994	19,311,183,352	19,996,337,075

図 9-2-b (選択方式 : 第 N 階層まで税額控除方式、第 N+1 階層からは所得控除方式)

~N(税額)	10%	20%	30%	40%	50%
~1	18,685,893,576	18,687,350,121	18,689,015,892	18,690,977,731	18,693,382,254
~2	18,685,868,108	18,691,015,214	18,696,898,797	18,703,824,552	18,712,308,564
~3	18,685,764,700	18,708,295,862	18,734,227,981	18,764,972,702	18,802,913,250
~4	18,685,576,439	18,738,088,858	18,798,489,123	18,870,051,263	18,958,302,696
~5	18,685,268,851	18,804,626,261	18,943,100,819	19,108,627,535	19,314,602,774
~6	18,685,115,246	18,836,087,899	19,011,399,950	19,221,154,022	19,482,405,977
~7	18,685,044,992	18,856,854,898	19,056,784,270	19,296,505,500	19,595,723,417
~8	18,642,928,525	18,856,526,844	19,105,575,052	19,404,787,436	19,779,005,547
~9	18,606,355,609	18,856,174,333	19,147,422,859	19,497,297,573	19,934,830,457
~10	18,547,058,627	18,855,729,420	19,216,244,956	19,650,124,580	20,193,698,558
~11	18,522,079,364	18,855,524,281	19,245,100,644	19,714,107,092	20,301,877,802
~12	18,488,862,510	18,855,267,888	19,283,598,231	19,799,556,911	20,446,537,920
~13	18,453,636,762	18,855,007,060	19,324,509,135	19,890,422,637	20,600,490,989
~14	18,389,053,109	18,820,003,851	19,324,117,893	19,931,763,333	20,694,209,439
~15	18,202,147,072	18,718,056,239	19,323,529,442	20,055,742,281	20,977,456,858
~16	18,016,183,514	18,616,698,976	19,322,879,930	20,178,585,251	21,257,860,155
~17	17,859,958,197	18,531,522,262	19,322,357,731	20,281,970,925	21,493,941,418
~18	17,729,492,373	18,442,078,776	19,281,622,596	20,300,820,407	21,588,637,767
~19	17,212,844,633	18,086,302,898	19,119,172,563	20,377,620,971	21,973,355,848
~20	16,783,575,668	17,790,829,658	18,984,292,006	20,441,252,742	22,292,197,592